



## 平成30年度 舟形ほほえみ保育園 園児募集

平成30年4月、舟形ほほえみ保育園に新たに入所を希望される方は申し込んでください。

なお、現在入所されている児童で、引き続き保育園を利用される方は申し込みの必要はありません。

▼対 象／平成30年4月1日に舟形町に住所を有し、保護者等が仕事や病気のため、家庭で保育できないと認められる生後6ヶ月経過したお子さんから就学前までのお子さんで、保育を必要とする方。

▼認定申請／保育所等利用申込書とあわせて保育の必要性にかかる「支給認定申請書」の提出をしていただき、支給認定（2・3号認定）を受ける必要があります。支給認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当していることが必要です。

※未満児（0、1、2歳児）については利用定員に限りがあり、定員を超えた場合は選考審査をしますので、あらかじめご了承ください。

▼申込期間・方法／平成29年12月1日（金）～12月22日（金）

健康福祉課福祉係へ直接提出してください。（郵送では受付できません。）

▼申 請 書／舟形町健康福祉課福祉係に準備しています。また、町ホームページよりダウンロードできます。

▼申込みに必要な書類／①保育所等利用申込書 ②支給認定申請書

③保育の必要性を証明する書類（保護者及び同居する家族全員分）

| 保育の必要な事由                             | 保育の必要性を証明する書類        |
|--------------------------------------|----------------------|
| ア. 就労                                | 在職証明書または就労証明書        |
| イ. 妊娠・出産                             | 母子健康手帳（分娩予定日記載部分）の写し |
| ウ. 病気・障がいのある方                        | 診断書または障害者手帳等の写し      |
| エ. 家族を介護・看護している方                     | 介護保険被保険者証等の写し        |
| オ. 求職活動中の方                           | ハローワークの相談記録等の写し      |
| カ. 学校に在学中の方                          | 在学証明書等               |
| キ. 育児休業中に既に保育所を利用して<br>いる方で継続利用が必要な方 | 育児休暇の取得状況がわかるものの写し   |

※災害復旧にあっている、虐待等のおそれがある場合など、他の理由もありますのでご相談ください。

▼保育時間／午前8時30分～午後4時30分（日・祝祭日は除く）ただし、保護者の就労時間（標準時間・短時間）にあわせて、午前7時～午後7時までの開所時間の中で保育を実施します。

## 舟形ほほえみ保育園 職員募集

| 雇用形態   | 職 種               | 金 額              | 備 考       |
|--------|-------------------|------------------|-----------|
| 日々雇用   | 保育士（有資格者）         | 日額8,200円         |           |
|        | 栄養士（有資格者）         | 日額8,200円         | 事務員を兼ねる   |
|        | 調理師（有資格者）         | 日額6,350円         |           |
|        | 保育助手              | 日額6,350円         |           |
|        | 園児送迎バス運転手<br>兼業務員 | 月額160,000円＋業務員賃金 | 大型免許を有する方 |
| パートタイム | 保育士（有資格者）         | 時給1,060円         |           |
|        | 保育助手              | 時給 820円          |           |

▼保 育 料／通常保育料（月額）は次のとおりです

※（ ）内は、母子父子家庭、在宅障がい児（者）世帯

| 区 分 | 保護者等の町民税額等              | 3歳未満児                       |                             | 3歳以上児                       |                             |
|-----|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|     |                         | 保育標準時間                      | 保育短時間                       | 保育標準時間                      | 保育短時間                       |
| 1   | 生活保護世帯等                 | 0円                          | 0円                          | 0円                          | 0円                          |
| 2   | 町民税非課税世帯                | 5,600円<br>(0円)<br>※第2子以降は0円 | 5,600円<br>(0円)<br>※第2子以降は0円 | 4,000円<br>(0円)<br>※第2子以降は0円 | 4,000円<br>(0円)<br>※第2子以降は0円 |
| 3   | 町民税の均等割額課税世帯            | 16,000円<br>(5,800円)         | 15,700円<br>(5,800円)         | 13,600円<br>(4,800円)         | 13,300円<br>(4,800円)         |
| 4-1 | 所得割課税額<br>1円以上77,100円以下 | 25,600円<br>(5,800円)         | 25,100円<br>(5,800円)         | 23,200円<br>(4,800円)         | 22,800円<br>(4,800円)         |
| 4-2 | 77,101円以上97,000円以下      | 25,600円                     | 25,100円                     | 23,200円                     | 22,800円                     |
| 5   | 97,001円以上169,000円以下     | 34,000円                     | 33,400円                     | 25,200円                     | 24,700円                     |
| 6   | 169,001円以上301,000円以下    | 48,000円                     | 47,100円                     | 29,200円                     | 28,700円                     |
| 7   | 301,001円以上              | 52,000円                     | 51,100円                     | 31,200円                     | 30,600円                     |

・2人同時入所の場合、下のお支払は2分の1に軽減されます。

・3人以上同時入所の場合、3人目からは無料となります。

・年収360万円未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等の場合、保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にする兄弟等を保育料の多子軽減の算定対象としています。第2子については2分の1、第3子以降は無料となります。ひとり親世帯等の場合、第1子については2分の1、第2子以降は無料となります。

○ほほえみファミリーサポート給付金事業／3歳以上児（年少～年長児）については、利用者負担額（保育料）の2分の1を助成します。

▼支給認定について／保育所等の給付対象施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。

| 認定区分 | 内 容                                    | 利用時間区分          |
|------|----------------------------------------|-----------------|
| 2号認定 | 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 | 保育標準時間<br>保育短時間 |
| 3号認定 | 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 |                 |

※他に1号認定がありますが、幼稚園、認定こども園の利用を希望する場合です。

◇「保育標準時間」… 保護者のいずれもがフルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）。

◇「保育短時間」… 保護者のいずれもまたはいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）。

※「保育標準時間」「保育短時間」とも保護者の働き状況で相談に応じます。

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係 ☎（32）2111（内線334）



▼勤 務 地／舟形町立舟形ほほえみ保育園

▼資格要件等／○通勤できる方

○平成30年4月1日現在で65歳未満の方

○心身ともに健全で、登録資格要件を満たす方

▼申し込みに必要なもの／○平成30年度舟形町社会福祉協議会臨時職員等登録申請書

（舟形町社会福祉協議会、舟形町健康福祉課福祉係に準備してあります。）

○履歴書（A3判、写真貼付）

○資格を必要とする職種は資格免許の写し

▼申請期間／12月1日（金）～28日（木）

▼勤務条件／舟形町社会福祉協議会保育臨時職員等就業規則等による

▼そ の 他／○保育士は、早出・遅出等の交代勤務があります。

○原則として社会保険等に加入しますが、雇用内容により、加入資格が変わる場合があります。

▼申込み・問い合わせ／舟形町社会福祉協議会事務局 ☎（32）2733

舟形町健康福祉課福祉係 ☎（32）2111（内線331）